

退職教職員互助制度(退教互)

ハンドブック

2020(令和2)年度版



1年間を通してお使いいただくハンドブックです。
お手元に置いてお役立てください。

目 次

「退教互」の給付事業内容	1
医療補助金について	2～3
・請求方法 ・給付額 ・給付の対象者 ・請求書の受付日	
・請求期限 ・受付締切り ・送金日と送金口座 ・送金通知	
医療補助金の給付例	3
医療補助金についてのQ&A	4
請求に関する事務局からのお願い	5
退職互助規程	6～8
退職互助に関する事務取扱要領	8
諸手続様式 退教互諸変更届	9
医療補助金請求書記入例	10
医療補助金請求書	11
高額療養費世帯合算調査票(高額療養費について)	12
医療機関領収内訳	13
見舞金請求書	14
弔慰金請求書	15
指定保養施設宿泊利用補助券申込書	16
指定保養施設利用の留意事項, 一覧表	17～27
駐車場・会館会議室・会員証割引事業について	28

一般財団法人

鹿児島県教職員互助組合

〒892-0841 鹿児島市照国町11番35号

TEL 099-225-4555

FAX 099-222-7750

(ホームページ) <http://www.kyogo.or.jp>

(E-mail) kyogo@kyogo.or.jp

～全国教職員互助団体協議会のホームページ等へリンクできます。～

ホームページアドレス(URL) <http://www.zenkyogo.jp/>

Eメールアドレス(E-mail) info@zenkyogo.jp

退職教職員互助制度（退教互）は、退職後の生活の安定と生きがいの充実の一助を願い、相互扶助の理念に基づいて1977（昭和52）年3月に発足しました。

疾病又は負傷により治療を受けたとき、保険負担分に対して補助金を給付する「医療補助金」を主な事業としております。その他、保養施設利用補助金等の事業も行っております。

ここに、2020（令和2）年度の「ハンドブック」をお届けしますので、十分ご活用いただき、充実した日々をお送りください。

「退教互」の給付事業内容

給付事業名	事業内容
医療補助金 （121,258,200円）	継続組合員本人のみに給付 補助額は、保険対象医療費の自己負担分から1,000円を控除した額の7割 【給付は、月毎・病院毎（医科、歯科、入院、外来別）・調剤薬局毎となります。】 ※身体障害者1・2級の認定を受けている方は、市町村から医療費助成金があるため、退職互助規程第6条の2の規定により、互助組合の医療補助金は給付されません。 ※公的機関（国・県や市町村）、健康保険組合から助成金がある場合は、その分を差し引いて給付します。
障害見舞金 （200,000円）	継続組合員本人が、「退教互」在会中に障害者手帳の1・2級の認定を受けたとき給付します。 障害者手帳交付後は、医療補助金は給付されません。 給付額は7ページをご覧ください。
死亡弔慰金 （660,000円）	継続組合員本人が、「退教互」在会中に死亡したとき給付します。 給付額は7ページをご覧ください。
保養施設利用補助 （6,384,700円）	継続組合員本人と配偶者に給付 （配偶者が扶養であるかどうかは問いません。） ・「年間指定保養施設」……県内、県外、湯治施設の利用補助 （1泊につき1,500円、利用制限あり、詳細はP17） ・「山の家・海の家」………夏季休業期間中1人2泊まで （1泊につき4,000円） 対象施設については、6月発行の退教互だよりでお知らせします。

※組合員資格は75歳の誕生日の前日迄です。

※医療補助金の詳細については、次ページをご覧ください。

給付事業名の下段（ ）の金額は令和元年度給付実績です。

医療補助金について

1か月に支払った医療機関毎の保険対象の合計が1,150円以上あった場合は、互助組合から医療補助金が給付されます。

公立学校共済組合の健康保険をお使いで再任用職員・任意継続組合員の方は自動給付ですが、臨時的任用職員の方あるいは他の健康保険をお使いの方は請求が必要となります。

● 請求方法

「医療補助金請求書」に「医療機関領収内訳（ピンクの用紙）」または医療機関の発行する領収書（コピー可）を添えて提出してください。

退様式第2号

医 療 補 助 金 請 求 書

太線の枠内を記入してください。

継続組合員番号 (現職時の職員番号)						1 加入保険の種類及び補助制度(○印) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 E 市町村共済組合 F その他 企業保険等 (保険名) 公的機関・保険者等からの補助制度(有 無)
生年月日	昭和	年	月	日	(歳)	
住 所	〒 — — — — —					2 該当者のみ記入(○印) (1) 身体障害者手帳受給 (級) 市町村からの補助又は返戻金 (有 無) (2) 後期高齢者医療制度の適用 (有 無)
電 話 番 号	— — — — —					
保 険 証 の 記 号・番 号						所得区分(○印)(裏面参照) 70歳未満 (ア・イ・ウ・エ・オ) 70歳以上 (現役並み所得者・一般・低所得者) 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程第6条の規定による医療補助金を請求します。 年 月 日 氏 名 印
所得区分(○印)(裏面参照)						

一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

※ 互助組合では所得区分が把握できませんので、ご記入ください。
(所得区分がわからない方は、保険者へお問い合わせください。)

※ 「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」または、医療機関の発行する「領収書」を添付してください。

※ 医療機関の発行する「領収書」について
・療養者氏名・保険種別・保険点数・患者自己負担額の確認できるものとします。
・「領収書」が複数枚の場合は、必ず1か月分をまとめて提出してください。
(上記領収書で請求する場合は、「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」は提出不要)

※ 身体障害者1・2級の認定を受けた方は、見舞金がありますのでお知らせください。
(認定後は、公的機関からの給付がありますので、互助組合からの医療補助は受けられません。)

※ 70歳未満所得区分「ア」「イ」「ウ」の方は「エ」、70歳以上所得区分「現役並み所得者」の方は「一般」とみなし高額療養費を取扱いますのでご了承ください。(平成30年8月診療分から適用)



または

退様式第4号

(医療機関へお願い)
・保険適用の自己負担分について補完給付を受けるためのものです。下記事項の記入について格段の御配慮をお願いします。
※月毎、診療科目毎(レセプト毎)に記入してください。(保険外や食事一部負担は除く)
※公費負担等がある場合は、備考欄に記入してください。

療 養 者 氏 名	被保険者証 記号・番号		保険種別 (○印をしてください) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 (1 現 職 2 任 継) E 市町村共済組合 (1 現 職 2 任 継) F その他企業保険等(保険名)	
医 療 機 関 領 収 内 訳	病 名	診 療 年 月	保 険 総 点 数	患 者 負 担 額
	入院	年 月	点	円
	外来	年 月	点	円
	調剤薬局	年 月	点	円
	整骨院	年 月	総額 円	円
備 考(公費等記入)			医療機関コード	

医療機関の所在地・名称

印

(注)

- ・領収書は、診療者氏名・保険点数・医療機関名・患者負担額の確認できるものとします。
- ・同じ医療機関の領収書が複数枚の場合は、必ず一緒に提出してください。
- ・医療補助金の請求書は、治療を受けた月の翌月以降に提出してください。

● 給付額

保険対象医療費の月毎、病院毎（医科、歯科、入院、外来別）、調剤薬局毎（処方箋発行元毎）の自己負担額から1,000円を控除した金額に70%を乗じた額です。なお、100円未満の端数は切り捨てます。

● 給付の対象者

組合員本人のみ

● 請求書の受付日

治療を受けた月の翌月から受付けます。

例： 4月受診分 → 5月1日以降受付

● 請求期限

3年間です。

例：令和2年4月に提出する場合は、平成29年4月分からが対象になります。

● 受付締切り

月末です。（月末日が休日のときはその前日です。）

● 送金日と送金口座

月末までに受付けた請求は、翌月25日（ただし、4月支払分については5月10日、5月支払分については6月5日）に互助組合に届けられている口座に送金します。送金日が休日又は金融機関休業日の場合は翌日となります。

● 送金通知

月々の送金通知はしませんので、通帳でご確認ください。（長期間記帳されない場合、送金毎に記帳されず、一行で記帳されることがあるのでご注意ください。）年1回1月に医療補助金支払通知書を送付します。

医療補助金の給付例

1か月の医療機関毎の合計額から1,000円を控除した額の7割が給付されます。（100円未満の端数は切捨て）
※調剤薬局と病院は別々に合計し、給付額を算出します。

太郎さんの1か月の医療費請求と給付例

山下歯科



太郎さんは虫歯の治療で月に4回通いました。窓口負担は1,230円、450円×2回、780円で合計2,910円でした

互助内科



太郎さんは持病の高血圧のため毎月1回通います。医者の診察を済ませ降圧剤の処方せんを書いてもらいました。負担は3,600円でした。

照国薬局



太郎さんは互助内科で書いてもらった処方せん而降圧剤をもらいました。負担は2,380円でした。

互助組合医療補助金給付額 4,000円

・ 山下歯科

$(2,910 - 1,000) \times 0.7 = 1,300$ 円

・ 互助内科

$(3,600 - 1,000) \times 0.7 = 1,800$ 円

・ 照国薬局

$(2,380 - 1,000) \times 0.7 = 900$ 円

◆医療補助金についてのQ&A

- Q 初めて請求します。どうすればいいのですか。
- A 医療補助金請求書に必要事項を記入し、医療機関の発行する領収書又は医療機関領収内訳（ピンクの用紙）を添えて提出してください。
- なお、「医療補助金請求書」及び「医療機関領収内訳（ピンクの用紙）」は、11・13ページに記載していますのでコピーしてご使用ください。

- Q 領収書は、コピーでいいですか。
- A はい、コピーで結構です。ただし、コピーの場合、二重に請求されるケースがありますのでご注意ください。（片面コピーとし、両面コピーはしないでください）

- Q 同じ病院に2回以上通院していますが、1回の支払額が1,150円以上でないと請求できないのですか。
- A いいえ、**同月の病院毎（医科、歯科、入院、外来別）の合計額**が1,150円以上あれば請求できます。

- Q 病院と調剤薬局は合計して医療補助金は支払われるのですか。
- A いいえ、病院（医科、歯科、入院、外来別）と調剤薬局は別々に合計して、給付額を算出します。医療補助金の算出額は、医療機関の合計額から1,000円を控除して70%の給付（100円未満は切捨て）です。

（給付例）	A病院	B病院	A薬局
窓口負担額	5,000円	3,000円	2,000円
医療補助金	2,800円	1,400円	700円
	$(5,000 - 1,000) \times 0.7$	$(3,000 - 1,000) \times 0.7$	$(2,000 - 1,000) \times 0.7$

- Q 請求は1か月分をまとめて請求しないといけないのですか。
- A はい、1か月分（月の1日から月末）の自己負担額を把握する必要がありますので、医療機関が異なっても必ず同月分は一緒に請求してください。領収書が複数あるときは、提出漏れがないように確認してください。

- Q 2～3か月分を同時に請求する場合、医療補助金請求書は月毎に添付しないといけないですか。
- A 通常は、医療補助金請求書は1枚で結構です。ただし、請求期間中に再就職等で異なる健康保険で受診した領収書を同時に送付する場合（下記例参照）は、医療補助金請求書は2枚必要となり、それぞれの加入保険の種別及び保険証の記号・番号を記入してお送りください。

（例）国民健康保険で病院に受診した領収書と協会けんぽで受診した領収書を同時に請求する場合等。

◆請求に関する事務局からのお願い

- ・ 医療補助金は、月毎・医療機関毎に計算します。同じ月の診療分は必ず一緒に請求してください。
- ・ 請求は、診療月の翌月以降に請求してください。診療月の月内受付けはできません。

- ・ 領収書に未収金等、当日分以外の金額がある場合は、その内容がわかりませんので**診療月日と保険点数**を医療機関で記載してもらってください。内容が記載されていない場合、未収金は医療補助の計算には含みません。

- ・ 領収書は、「医療補助金請求書」にのり付けしたりホッチキスでとめないで、そのまま同封ください。

(領収書の種類・大小などがあり請求書の枠内に貼り付けられない場合もありますので、互助組合で整理し、のり付けします。)

- ・ 証明料のかからない医療機関では、なるべく「医療機関領収内訳」（ピンクの用紙）に1か月分の証明を受けて請求してください。

請求書兼領収書		年	月	日
氏名	様			
病 院 協 会 診療科 眼科	本人	負担割合	%	
診療科 眼科	領収書%			

保 険 通 用	初・再診料		処方管理料		在宅医療		診 察 料		注 射 料		処 置 料		手 術 料	
	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
初 診 料	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
再 診 料	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
処 置 料	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
注 射 料	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
手 術 料	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
保 険 外 料 合 計	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

請求書兼領収書の 備考	1 初 診 料	2 再 診 料	3	4	5	6	7	8	9	10
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

領収書 備考	領収書 備考

証明代が
無料の場合

退様式第4号
（医療機関へのおお願い）
 ・保険適用の自己負担分について補完給付を受けるためのものです。下記事項の記入について格段の御配慮をお願いします。
 ※月給、レシート等（保険・歯科別）に記入してください。（保険外食費一部負担は除く）
 ※公費負担がある場合は、備考欄に記入してください。

療養者氏名	被保険者証 記号・番号	診療年月	保険総点数	患者負担額	保険別 （○印をしてください）
医療機関 領収 内訳		病一入院 年月	点	円	A 国民健康保険 C 全国健康保険協会（協会けんぽ） D 私立学校振興共済（1 現 職 2 任 康） E 市町村共済組合（1 現 職 2 任 康） F その他企業保険等（保険名）
		院外来 年月	点	円	医療機関の所在地・名称
		調剤薬局 年月	点	円	
		緊接訪問 年月	点	円	
		備考（公費等記入）	円		



医療機関コード

- ・ 領収書のコピーを添付される方の二重請求のケースが見受けられます。請求済みの分はメモを取るなどして二重請求がないようご注意ください。
- ・ 医療機関毎の月の合計額が**1,150円未満**は、給付が発生しません。また、**インフルエンザ予防接種、文書代**は保険対象医療費ではありませんので請求できません。
- ・ 給付対象外の領収書が提出された場合、事務局で処分させていただきます。なお、対象外である旨の連絡も行いませんので給付対象外の請求はご遠慮くださいますようお願いいたします。

指定保養施設利用の留意事項

1 補助額は……1人1泊 1,500円 (対象者：継続組合員及びその配偶者)

2 「宿泊利用補助券」

- (1) 必ず事前に交付を受け、施設へ持参してください。事後の発行はできません。
- (2) 施設に着いたら、受付と同時にフロントに提出してください。
- (3) 名義の貸し借りはできません。
- (4) 指定保養施設は継続組合員・配偶者それぞれ年間15泊、湯治施設は継続組合員・配偶者それぞれ月内7泊を越える利用はできません。
- (5) 指定保養施設であっても、旅行業者が仲介する場合は、原則として使用できません。
- (6) 宿泊以外の目的で利用することはできません。
- (7) 宿泊施設のキャンセル等で宿泊利用補助券を使用されなかった場合は、必ず教職員互助組合までご連絡ください。

3 施設予約時の注意

- (1) 指定施設であるかの確認をし、直接予約をしてください。
- (2) インターネット予約について
 - ・インターネットで予約をする際、利用補助券が使用できない施設もありますので、事前に施設に確認をしてください。
 - ・予約取消の場合、違約金を必要とする施設もありますので、注意してください。
 - ・インターネット予約での利用補助券は現地精算のみ使用でき、ネット決済の場合は使用できません。
- (3) 施設へ電話で宿泊予約をする場合は、教職員互助組合の利用補助券を使用する旨をお伝えください。

4 「宿泊利用補助券」の

申請は……(1) 郵送で申し込む場合

所定の申込書に必要事項を記入し、教職員互助組合に返信用封筒（切手貼付）を添えて申し込んでください。郵送日数を考慮し、早めに手続きしてください。

利用補助券は施設(ホテル等)宛には送付いたしませんのでご了承ください。

(2) web申請の場合

宿泊利用補助申請メールフォームに必要事項を入力し、送信してください。宿泊利用補助券は入力したメールアドレスにPDFファイルで返信しますのでPDFファイルを印刷してご利用ください。なお、午前中までに受信した申込みについては当日発行返信予定ですが、午後からの到着分については、翌業務日以降の取扱いとなる場合がありますので、お急ぎの場合はお電話でのご連絡をお願いします。

内容変更は……教職員互助組合へ変更の申し出をしてください。利用者による訂正は無効です。

急な変更が生じた場合は、事前に教職員互助組合へ連絡してください。

◎東急ホテルズ（全国43カ所）でもご利用できます。

別紙一覧表

駐車場・会館会議室・会員証割引事業について

▷ 75歳の誕生日の前日まで利用できます。

駐 車 場

駐車時間	8時30分から18時50分まで		
駐車料金	1時間以内		100円
	1時間を超え4時間まで		200円
	4時間を超え6時間まで		300円
	6時間を超えるとき		400円
	夜間料金（19時から翌朝8時30分まで）		500円

- ・ 本人に限り利用できます。
- ・ 入車するときは**会員証を管理人に提示**し、指示に従ってください。
- ・ 19時以降翌日8時30分までは入・出車はできません。
- ・ 12月31日～1月3日まで閉鎖します。
- ・ 駐車場への右折による入・出車はできません。ご注意ください。
- ・ 事務局への用件の場合は無料です。

会 議 室

出席者の主たる構成員が継続組員及び現職組員であれば利用できます。

種 別	収容人員	9時～12時	12時～17時	17時～19時
大	160人	800円	1,200円	1時間につき300円
分割	中	90人	600円	200円
	小	50人	400円	100円
和	15人	400円	700円	100円

- ・ 会場借用の予約は2か月前から受け付けます。
- ・ 氏名、参加人数、利用時間、会合名を明らかにし、電話又は直接申し込んでください。
- ・ 利用前に受付を済ませ、使用料を納入してください。
- ・ プロジェクター（機種：Canon LV-WX320）使用については、事前にご連絡ください。
- ・ 手動式掲示用バトン（4m）設置しました。
- ・ 12月28日～1月4日の期間は、休館します。

会 員 証

会員証は一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の組員であることを証明するものです。2018（平成30）年度から会員証を更新しました。



【会員証 表】



【会員証 裏】

会員証割引事業

協定施設で会員証を提示することによって、全国のさまざまな施設・業者の割引等各種サービスが受けられます。



会員証事業WEBサイトでは**モバイル会員証の表示**や**全国の利用可能施設検索**がいつでも・どこでも可能です。

<http://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/>

I D	6 5 1
パスワード	kagoshima

※詳しい操作方法是互助組合のホームページをご覧ください。（トップ▶ご案内▶会員証について）

医療補助金の受取口座について事務局からのお願い



- 医療補助金の受取口座は…
すでに届けられている本人口座へ送金しています。
- 医療補助金の送金手数料は…
互助組合が全額負担しますが、送金手数料は

無料	無料	66円	数百円
九州労働金庫	鹿児島銀行 県庁支店	ゆうちょ銀行	その他金融機関

となっています。

厳しい財政状況の中，送金手数料経費節減のため，送金手数料が無料の「九州労働金庫」「鹿児島銀行県庁支店」への口座登録変更にご協力をお願いいたします。

※ 口座登録変更は，「退教互諸変更届」（ハンドブックP9）を提出してください。